

佐賀県盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則をここに公布する。

令和8年5月29日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

佐賀県公安委員会規則第10号

佐賀県盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法」という。）の施行に関し、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指示)

第2条 法第11条の規定による指示は、様式第1号により行うものとする。

(営業停止命令)

第3条 法第12条の規定による営業停止命令は、様式第2号により行うものとする。

(報告又は資料の提出の要求)

第4条 法第13条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、様式第3号により行うものとする。

(警察本部長への委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、佐賀県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第 年 月 日 号

指示書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条の規定により、次のとおり指示する。

違反事項	
指示事項	
理由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

様式第2号（第3条関係）

第 年 月 日
号

営業停止命令書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第12条の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで （ 日間）
処分の理由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

様式第3号（第4条関係）

第 年 月 日 号

報告・資料提出要求書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第13条第1項の規定により、次の
事項 を 年 月 日までに 報告 されたい。
資料 提出

報告する事項 提出する資料	
報告を必要 とする理由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

備考 不要な文字は、横線で消すこと。